

11 証拠調べ手続（証人尋問）

《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ
手続

弁論手続

評議

判決宣告

法廷

法廷に戻ると、鈴木夏夫証人の尋問が行われました。
争点に関連する鈴木夏夫証人の証言は、次のとおりです。



鈴木夏夫

……………（略）……………



検察官

玄関ドアの外側ノブから血こんを採取したのは、何時ごろですか。

事件当日の午後10時ごろです。

その血こんは、どのような状態でしたか。

玄関ドアの外側ノブに、垂れ下がるように付着していました。

色はどうでしたか。

鮮やかな紅色でした。

血こんは、新しいものでしたか。

表面は膜を張ったような感じで、中は半生のような状態でした。どんなに長くても、数時間前に付いた新しい血こんであると思いました。

……………（略）……………



弁護士

血こんを見た場所は、家の外で、暗かったのではないですか。

部屋の蛍光灯を点灯させ、懐中電灯も使用して、明るい状況で観察しました。

血こんが新しいものであったことは間違いがないのですか。

血こんをガーゼで拭き取れたことから、新しいものといえます。血が乾いていればガーゼで拭いたくらいでは採取できませんから。

採取した血こんが、警察内部ですり替わる可能性はありませんか。

厳重に封印し、立会人が署名押印した上、番号を付して保管しましたので、そのようなことはありません。

……………（略）……………

ここで休憩となり、裁判員と裁判官は、いったん評議室に戻りました。

評議室

Aさんは、法廷で証人の話を聞くというのは初めての経験だったので、比較的時間の短い鈴木証人の尋問でも、結構、疲れました。それだけに、慣れないうちは、こまめに休憩を取ってもらえるのはありがたいと思いました。

◆◆ 鈴木証言について ◆◆

休憩の間、先ほどの鈴木証人の証言について、いろいろ意見交換もされました。

裁判員の多くから、ドアノブに付いた血こんの状態に関する証言の内容は、実況見分調書の写真の様子と比べても不自然ではない、血こんが証言のような状態だったのなら、2週間も前に付いたものとは考えられないといった意見が出ました。

法廷に入る前に、裁判長から、次の田中春子証人について、以下のような説明がありました。



裁判長



次に話を聞く田中春子証人は、今回の事件の犯人と思われる人を目撃した人です。検察官の冒頭陳述でも、田中証人は、自分が見た男は被告人だと話しているということですから、その点について質問されるでしょう。また、このような目撃証言が信用できるかを判断するときには、相手との距離、見た時間の長さ、見たきっかけなどが問題になりますので、その点も質問されると思います。

その後、裁判員と裁判官は、法廷に戻りました。